

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年6月1日作成)

法令名	北海道立職業能力開発支援センター条例施行規則
根拠条項	第2条
処分の概要	入館の制限
法令の定め	北海道立職業能力開発支援センター条例施行規則 第2条
処分基準	「未設定」イ 処分基準が法令の定めに言い尽くされているため
処分担当課	指定管理者：北海道職業能力開発協会（電話番号：011-825-2385）
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html ）